

たはらグローカルシティ推進プラン

2019-2023

グローカルシティとは・・・

「グローカル」とは、地球規模を意味するグローバル（global）と地域を意味するローカル（local）を組み合わせた造語で、「地球規模の視点で考えながら、自分の地域で活動する（think globally, act locally）」という意味を持つ日本発の英語です。

本市の国際化と多文化共生社会の形成を推進し、グローバルな視点とローカルな行動力をもつ人々が集い、働き、学び、そして暮らすまちを目指すため、計画名称に「グローカルシティ」という名称を用いています。

平成31（2019）年3月

愛知県田原市

■目次■

第1章 計画改訂に当たって

1 計画改訂の背景	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	2
4 計画の改訂方法	2

第2章 田原市の現状と課題

1 田原市のこれまでの取り組みと課題	3
2 田原市の外国人住民の現状	6

第3章 計画の考え方

1 國際化・多文化共生を推進する意義	13
2 計画目標	13
3 基本方針	14
4 数値目標	14

第4章 施策の展開

1 体系図	15
2 施策の基本方針と基本施策	16
基本方針1：豊かな国際感覚をはぐくむ人づくり	16
基本方針2：誰もが暮らしやすい多文化共生のまちづくり	19
基本方針3：グローバルな産業活動が発展しやすい環境づくり	27

第5章 重点施策

重点施策	30
------------	----

第6章 計画の推進体制

1 推進主体	34
2 推進体制	34

資料編

1 田原市国際化・多文化共生推進計画検討会議	36
2 計画の策定経過	38
3 国際化・多文化共生に関する団体等へのヒアリング結果の概要	39
4 市内の主な国際交流団体	40
5 姉妹都市・友好都市等との交流の概要	41
6 在留資格一覧	44
7 用語解説	49

用語解説のある言葉は、文中に*印と番号がつけてあります。

第1章 計画改訂に当たって

1 計画改訂の背景

社会経済のグローバル化^{*1}、ボーダレス化^{*2}の進展や外国人住民の増加に伴い、本市では平成21（2009）年2月に市民、市民活動団体、事業者、行政等が協働し国際化を推進していくための具体的な施策の方向性を示すため、「たはらグローカルシティ推進プラン（田原市国際化・多文化共生推進計画）」（以下、「前計画」という。）を策定し、グローバルな視点とローカルな行動力を持つ人々が集い、働き、学び、そして暮らすまちを目指して、国際化・多文化共生を推進する人づくりとまちづくりを進めてきました。

その後、全国的には平成20（2008）年のリーマンショックによる世界同時不況や、平成23（2011）年の東日本大震災の影響により、外国人住民数が一旦減少傾向になったものの、本市では外国人技能実習生等の継続的な雇用により、外国人住民数は平成元年から一貫して増加傾向にあります。

本市がおかれている現状を考えると、外国からの労働力を必要とする傾向は今後も継続するものと思われ、本地域において、様々な国から訪れる外国人と共生する「多文化共生」への理解を進めることは、今後ますます重要性が高まると考えられます。

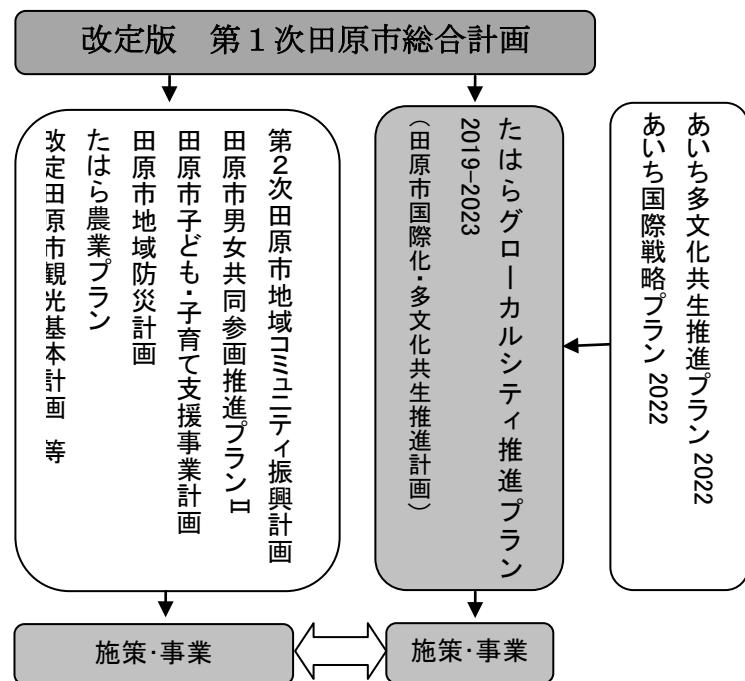
一方、昭和63年に開始した本市の国際交流事業は、平成30（2018）年現在4か所の姉妹・友好都市との交流を継続し、市民間での交流も徐々に根付いてきました。また、全国的な流れと同様に、農水産業の海外展開を模索し、海外からの観光客が本市の観光地を訪れることが珍しくなくなりました。また、2020年の英語の小学校教科化を前に、本市でも英語教育が先行実施される等、様々な場面で「海外」とのつながりを意識することが多くなってきました。

このように、本市でもこれまで以上に多文化共生や国際化に向けた事業を推進する必要性が高まっていると言えます。

前計画の期間が満了するに当たり、これまでの成果と課題・問題点を洗い出すと共に、本市の現状を改めて捉え直し、本市が目指す姿を実現するための施策を明らかにしていく必要があります。

2 計画の位置づけ

本計画は、平成25（2013）年に策定した「改定版第1次田原市総合計画」を上位計画とする分野別計画の一つで、行財政分野における「国際化の推進」の方向性に沿った内容であり、他の関連計画とも整合を図っていきます。



また、平成 29 年度外国人住民アンケートや愛知県が平成 30（2018）年 3 月に策定した「あいち多文化共生推進プラン 2022～あいちの多文化共生をデザインする～」と「あいち国際戦略プラン 2022～グローバルに注目を集め、世界とともに成長するあいち～」を参考に、本市の実情や特性を踏まえた上で策定しています。

●改定版 第 1 次田原市総合計画

策定年月	平成 25（2013）年 3 月策定
将来像	うるおいと活力のあるガーデンシティ
計画期間	平成 25（2013）年度から平成 34（2022）年度までの 10 年間
基本理念	みんなが幸福を実現できるまち
施 策 の 大 綱	1 市民環境分野 ~みんなでつくる美しいまち~ 2 健康福祉分野 ~笑顔とやさしさの満ちあふれるまち~ 3 産業経済分野 ~暮らしを支え、未来を創造するまち~ 4 都市整備分野 ~地域特性を活かした暮らしやすいまち~ 5 教育文化分野 ~ふるさとに学び、人がつなぐ人づくりのまち~ 6 消防防災分野 ~ともに築く安全なまち~ 7 行財政分野 ~協働と連携による健全経営のまち~
国際化に関する事項	分野別計画 7 行財政分野 『7-1 国際化の推進』 (施策の目指す姿) ・一人ひとりが、地球市民の一員として互いに尊重し合い、地球規模で考えながら、地域から行動を起こすことができる「グローカルシティ」を目指します。 ・多様な国際交流・協力活動を通じて世界と協力・共生し、世界平和の実現に貢献します。

3 計画期間

本計画の期間は、2019 年度から 2023 年度までの 5 年間とします。なお、期間内にあっても、社会情勢の変化など必要に応じて見直しを行います。

4 計画の改訂方法

本計画の改訂に当たっては、有識者、関係団体の代表者、市民等で構成する「田原市国際化・多文化共生推進計画検討会議」を設置し、それぞれの立場からご意見をいただきました。

また、各分野の現状と課題、意向を把握するため、市役所の関係部署で組織する「田原市国際化・多文化共生推進計画ワーキンググループ」を設置し、本市の実情に即した提案を行いました。

さらに、計画案についてはパブリックコメントを実施し、広く市民の皆さんからのご意見を反映した計画づくりとなるように努めました。

第2章 田原市の現状と課題

1 田原市のこれまでの取り組みと課題

(1) これまでの取り組み

本市では、平成 21 (2009) 年 2 月に前計画を策定し、4 つの推進施策「1. 多様な交流により豊かな国際感覚をはぐくむ人づくり」「2. 互いを尊重し快適に暮らせる多文化共生のまちづくり」「3. グローバルな産業活動が展開しやすい環境づくり」「4. 市民が主役となる行政との協働関係づくり」に基づき、以下のような取り組みを行ってきました。

推進施策 1：多様な交流により豊かな国際感覚をはぐくむ人づくり

- アメリカ合衆国ジョージタウン市、プリンストン市及びギブソン郡、中国昆山市、韓国銅雀区の 4 つの都市と姉妹・友好都市提携を結び、交流事業を行っています。
- 平成 17 (2005) 年の愛知万博のフレンドシップ国での交流をきっかけとして、平成 19 (2007) 年から平成 24 (2012) 年までラオス国サイタニー郡に対し、バラ栽培の指導等の農業支援を行いました。
- 国際理解を深めるため、中学生を姉妹・友好都市へ派遣すると共に、姉妹・友好都市からの中学生の受け入れを行っています。また、特定非営利活動法人たはら国際交流協会において、姉妹・友好都市への市民海外派遣を行っています。
- 姉妹都市であるアメリカ・ジョージタウン市にあるジョージタウン大学から ALT (外国語指導助手) の招致を行っています。また、平成 30 (2018) 年現在、プリンストン市及びギブソン郡からの ALT の招致を目指した取り組みを行っています。
- 農業が盛んな本市の特性を活かした国際協力事業として、JICA^{※3}研修生の受け入れ事業を行っています。
- 渥美半島観光ビューローの韓国旌善郡との交流や、市内各高等学校の海外との交流事業を支援しています。
- 学校教育や生涯学習の場において、外国語や異文化を学ぶ機会を提供しています。



<姉妹都市からの中学生受け入れ>



<JICA 研修生の受け入れ>



<プリンストン市との友好都市交流>

推進施策 2：互いを尊重し快適に暮らせる多文化共生のまちづくり

- 外国人住民が田原市内で生活する上で知っておくとよい情報をまとめた「生活ガイドブック」を 7 か国語（英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、タガログ語、スペイン語、ベトナム語）で作成しました。その他、ごみ収集カレンダー（4 か国語）、防災マップ（2 か国語）、観光

ガイドマップ（3か国語）、市政ミニ要覧（2か国語）、防災研修資料等の多言語化を進めています。

- 市ホームページに、外国人に向けた多言語情報を集めたページを作成しました。
- 外国人に日本語を教える「日本語教室」を開催しています。
- 外国人の生活相談を受け付ける多言語の相談窓口を開設しています。
- 外国人と接する機会に使えるよう、「やさしい日本語^{※4}」の使い方に関する講座を開催しました（平成28年（2016）度事業）。
- 公共案内看板の多言語化を随時進めています。
- 外国人技能実習生等に向けて、防災やごみ分別等の研修を実施しています。
- 外国人住民への適切な支援がいきわたるよう、市内の監理団体^{※5}の把握とネットワークづくりを進めています。
- 英語教育の充実のため、市内全小中学校にALT（外国語指導助手）を派遣しています。また、小学校3～6年生の英語活動に英語指導助手を配置しています。
- 異なる文化をお互いに理解するため、国際理解講座、多文化研修会、外国語講座などのイベントや講座を開催し、外国人と日本人との交流促進に取り組んでいます。



<多言語資料>



<中学校での英語活動>

推進施策3：グローバルな産業活動が展開しやすい環境づくり

- 観光パンフレットや観光情報発信ホームページ、観光案内所の多言語化を進めています。
- 広域と連携し、海外からの観光客を呼び込むインバウンド事業に取り組んでいます。
- サーフィンの世界大会を誘致し、国内外に向けて「サーフタウン TAHARA」をPRしています。
- 東京2020オリンピック・パラリンピックにむけて、ホストタウン事業に取り組んでいます。
- 豊橋市、田原市、JA豊橋、JA愛知みなみで構成された「豊橋田原広域農業推進会議」に参画し、平成19（2007）年から農産物の輸出に取り組んでいます。



<多言語観光パンフレット>

推進施策 4：市民が主役となる行政との協働関係づくり

- 平成 25（2013）年度に法人化したたはら国際交流協会と連携しながら、国際化・多文化共生の事業を推進しています。
- 市内の語学ボランティアや海外派遣経験のある語学人材の活用を進めます。

（2）目標数値の達成状況

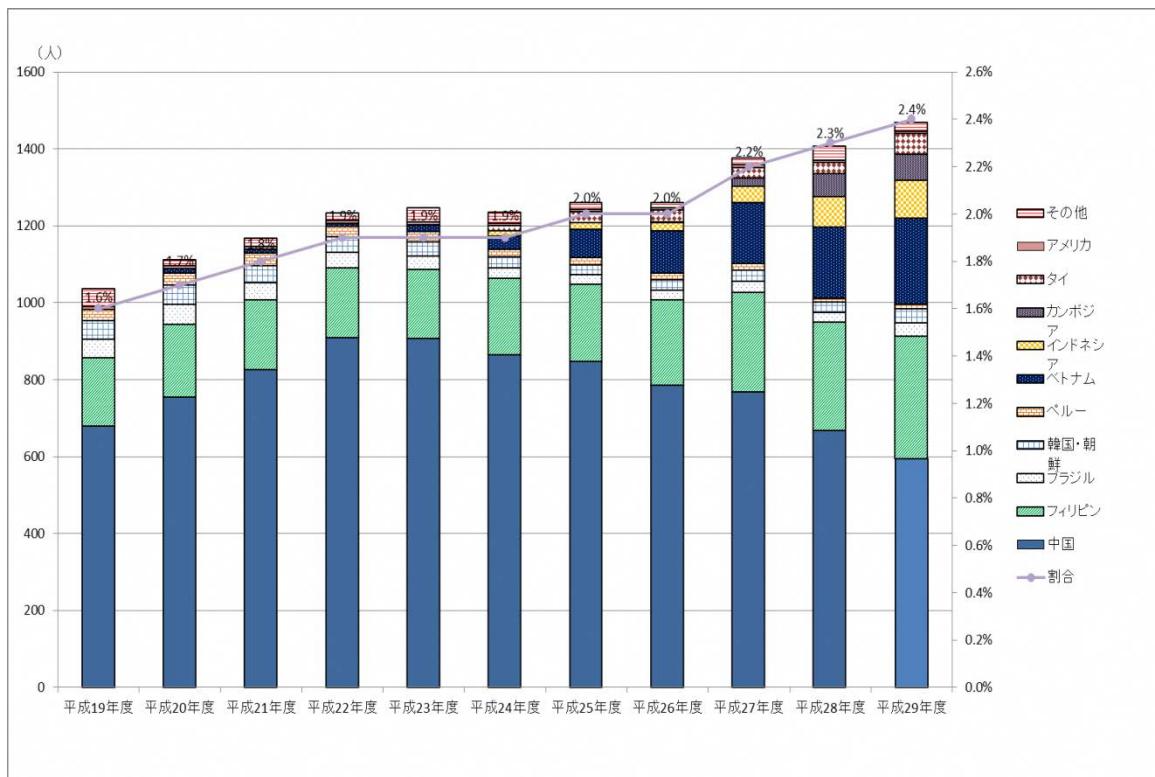
前計画の達成状況は、以下の通りとなっています。

指標	現状値 【平成 29(2017)年度】	目標値 【平成 30(2018)年度】
多文化交流事業参加者数（国際理解講座、JICA※14研修員との交流会、多文化研修会、料理教室等への参加者数）	848人	500人
市ホームページの多言語版アクセス数	951件	3,000件
防災訓練に参加している外国人住民の割合	1.2%	100%
日本語教室学習者数	159人	120人
日本語教室ボランティア講師の数 (日本語教室で実際に教えているボランティア講師の数)	46人	60人

（3）残っている課題・問題点

- 海外姉妹・友好都市との交流事業を行っていますが、事業効果が一部に限られているため、事業内容の周知を一層進め、事業効果を広めていく必要があります。
- これまでの国際交流事業で培った地域の国際人材の把握が十分ではないため、人材の把握と活用を進めていく必要があります。
- サーフィンの国際大会や東京 2020 オリンピック・パラリンピックのホストタウン事業等の機会を活用して、国際交流事業を充実させていくことが求められます。
- たはら国際交流協会の認知度が外国人住民の 28% にとどまっているため、周知をして認知度を上げていく必要があります。
- 地域で暮らす外国人が必要とする情報が届くよう、情報発信の方法を見直し、改善する必要があります。
- 災害時の外国人支援体制が十分ではないため、体制を確立する必要があります。
- 外国人住民の防災に関する認識が十分ではないため、防災に対する意識啓発が必要です。
- 日本語教室を知らなかったり、通いたくても通えなかったりする外国人がいるため、教室の周知方法や開催場所等を改善していく必要があります。
- 日本語教室のボランティアの人数を増やし、指導方法もより改善していく必要があります。
- 田原市の特性を活かした外国人向けの観光資源の発掘・開発が必要です。
- これまで行ってきた農産物の販路拡大事業で課題となっている輸出コストや輸送方法の問題点を改善していく必要があります。

2 田原市の外国人住民の現状



(1) 外国人住民数の推移・比率

(単位：人)

区分	中国	フィリピン	ブラジル	韓国・朝鮮	ペルー	ベトナム	インドネシア	カンボジア	タイ	アメリカ	その他	合計
平成19年度	679	177	49	50	29	-	-	-	-	7	47	1,038
平成20年度	755	189	51	51	31	12	-	-	-	8	15	1,112
平成21年度	825	183	44	52	32	11	-	-	-	7	22	1,176
平成22年度	909	182	40	51	28	8	-	-	-	7	20	1,245
平成23年度	907	179	36	50	27	18	-	-	-	7	36	1,260
平成24年度	865	198	28	47	20	34	13	0	15	5	30	1,255
平成25年度	848	200	25	52	20	72	18	0	29	5	19	1,288
平成26年度	786	221	26	47	18	109	23	1	30	6	14	1,281
平成27年度	768	258	29	52	18	159	42	20	28	7	19	1,400
平成28年度	667	282	26	50	11	185	78	60	30	5	36	1,430
平成29年度	595	317	36	45	11	224	99	67	55	5	24	1,478

資料：市民課《各年3月31日現在》

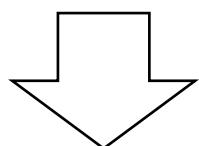
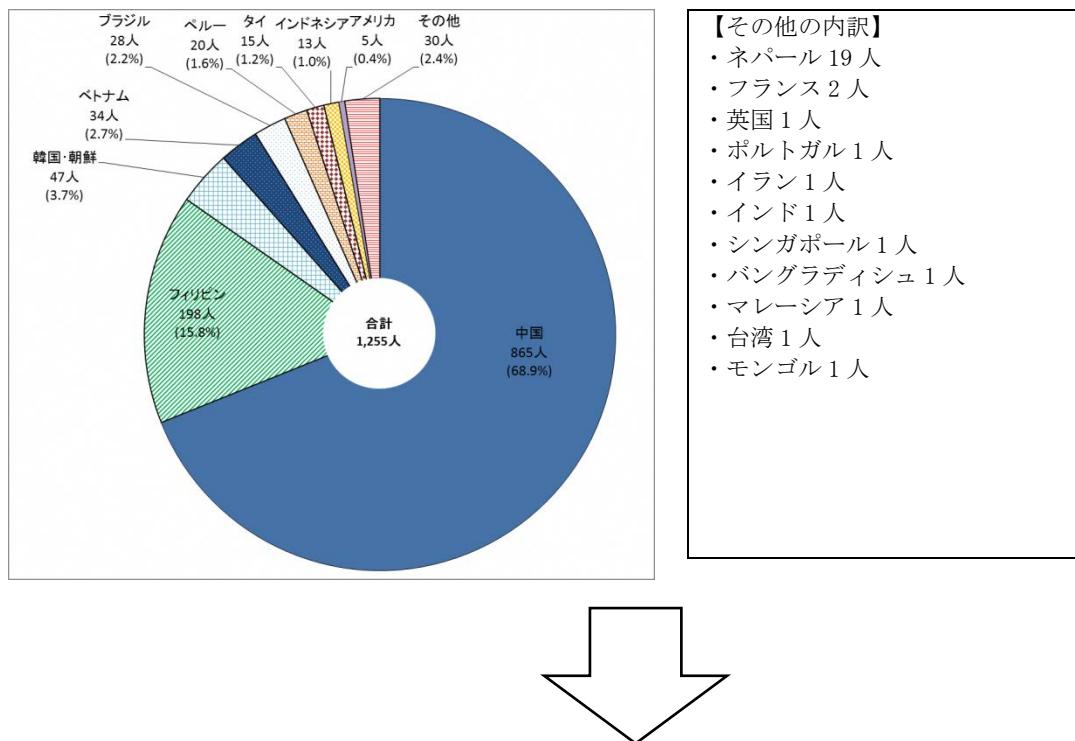
※ベトナムは平成19年度まで、インドネシア、カンボジア、タイは平成23年度まで「その他」に含まれる。

田原市の外国人住民数は平成23(2011)年まで増加傾向にあり、その後若干の減少の後、平成27(2015)年から再び増加に転じました。平成30(2018)年3月31日現在、1,478人(男391人、女1,087人)で市内全体の人口の約2.4%を占めており、約42人に1人が外国人住民という割合になっています。

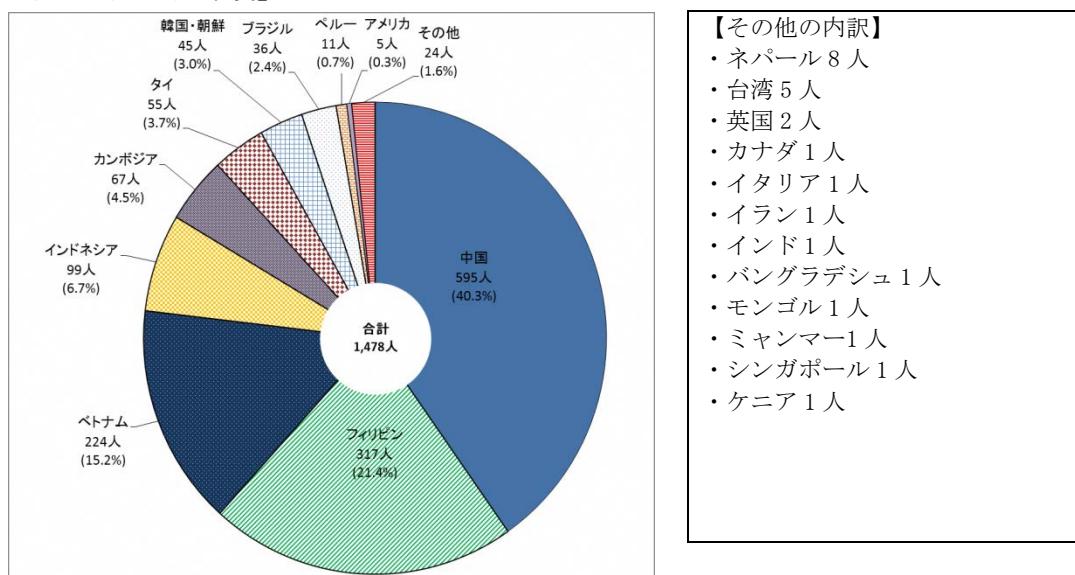
また、平成22(2010)年度をピークに「中国」が減少傾向となり、逆に「中国以外」の国籍が増えて、多国籍化が進んでいます。

(2) 国籍別外国人住民数

【平成 24（2012）年度】



【平成 29（2017）年度】

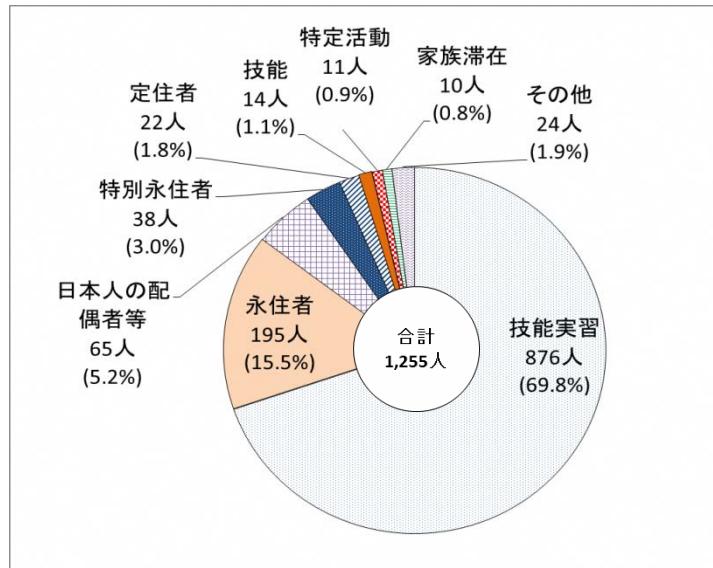


資料：市民課《各年 3月 31 日》

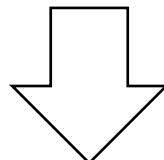
平成 29（2017）年度のデータを年国籍別に見ると、中国籍が 595 人と多く、全体の約 40%を占めていますが、平成 24（2012）年度のデータでは約 70%が中国籍であり、この 5 年の間に減少しています。代わりにフィリピン籍、ベトナム籍、その他の国籍が増加しており、多国籍化が進んでいることが分かります。

(3) 在留資格別外国人住民数

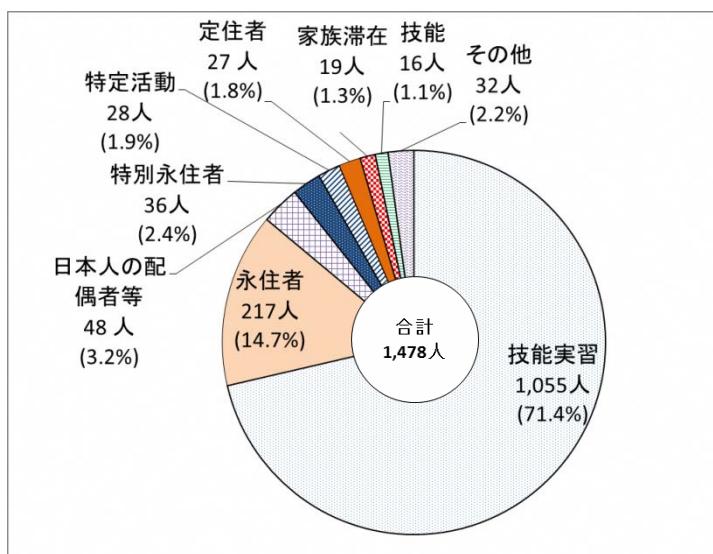
【平成 24（2012）年度】



資料：市民課（平成 25（2013）年 3月 31 日現在）



【平成 29（2017）年度】



資料：市民課（平成 30（2018）年 3月 31 日現在）

在留資格^{※6}別に見ると、滞在が最長 5 年と短期間である技能実習^{※7}が 1,055 人と圧倒的に多く、全体の約 70%を占めています。また、日本人の配偶者等^{※8}は 48 人で 3.2%、永住者^{※9}217 人と特別永住者^{※10}36 人の合計は 253 人で 17.1%となっています。平成 24（2012）年と比較すると、一定期間で帰国する技能実習の割合が増加しています。

※平成 29（2017）年 11 月に外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律^{*11}が施行され、技能実習の適正な実施や技能実習の保護の観点から、監理団体の許可制や技能実習計画の認定制等が新たに導入された一方、優良な監理団体・実習実施者に対しては実習期間の延長や受け入れ人数枠の拡大などの制度の拡充が図られました。

(4) 在留資格別／国籍別外国人住民数

【平成 24 (2012) 年度】

	中国	フィリピン	ブラジル	韓国 朝鮮	ペルー	ベトナム	インドネシア	カンボジア	タイ	アメリカ	その他	合計
永住者	58	80	21	6	20	2	0	0	2	2	4	195
特別永住者	0	0	0	38	0	0	0	0	0	0	0	38
日本人の配偶者等	26	30	2	3	0	0	1	0	0	0	3	65
技能実習	748	56	0	0	0	29	11	0	13	0	19	876
定住者	4	13	4	0	0	0	1	0	0	0	0	22
技能	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14
家族滞在	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
特定活動	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	1	11
その他	5	9	1	0	0	3	0	0	0	3	3	24
在留資格なし、未取得	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	865	198	28	47	20	34	13	0	15	5	30	1,255

<参考>永住者と非永住者の別

区分	中国	フィリピン	ブラジル	韓国 朝鮮	ペルー	ベトナム	インドネシア	カンボジア	タイ	アメリカ	その他	合計
永住者の計	58	80	21	44	20	2	0	0	2	2	4	233
非永住者の計	807	118	7	3	0	32	13	0	13	3	26	1,022
合計	865	198	28	47	20	34	13	0	15	5	30	1,255

資料：市民課《平成 25 年 3 月 31 日現在》

【平成 29 (2017) 年度】

	中国	フィリピン	ブラジル	韓国 朝鮮	ペルー	ベトナム	インドネシア	カンボジア	タイ	アメリカ	その他	合計
永住者	62	97	27	8	11	2	0	0	1	2	7	217
特別永住者	0	0	0	36	0	0	0	0	0	0	0	36
日本人の配偶者等	13	20	3	0	0	4	0	0	1	1	6	48
技能実習	479	150	0	0	0	210	98	67	51	0	0	1,055
定住者	5	14	6	1	0	0	1	0	0	0	0	27
技能	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	16
家族滞在	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	19
特定活動	0	23	0	0	0	4	0	0	0	0	1	28
その他	9	13	0	0	0	4	0	0	2	2	2	32
在留資格なし、未取得	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	595	317	36	45	11	224	99	67	55	5	24	1,478

<参考>永住者と非永住者の別

区分	中国	フィリピン	ブラジル	韓国 朝鮮	ペルー	ベトナム	インドネシア	カンボジア	タイ	アメリカ	その他	合計
永住者の計	62	97	27	44	11	2	0	0	1	2	7	253
非永住者の計	533	220	9	1	0	222	99	67	54	3	17	1,225
合計	595	317	36	45	11	224	99	67	55	5	24	1,478

資料：市民課《平成 30 年 3 月 31 日現在》

平成 24 (2012) 年度には、「技能実習／中国人」が、全体の 60%を占めていましたが、平成 29 (2017) 年度では 32%に減少しています。そして「技能実習／その他」についても、全体の 1.5%から 0%に減少しています。

(5) 校区別外国人住民数・割合

【平成 24 (2012) 年度】

地 区	校 区	世 帯	男	女	計	外 国 人 住 民 割 合 (%)
旧田原地区 (395人) <u>1.0%</u>	六連校区	593 (7)	866 (3)	922 (13)	1,788 (16)	0.9%
	神戸校区	2,375 (69)	3,412 (30)	3,307 (82)	6,719 (112)	1.7%
	大草校区	371 (4)	658 (0)	643 (12)	1,301 (12)	0.9%
	東部校区	1,246 (32)	2,006 (14)	2,059 (34)	4,065 (48)	1.2%
	南部校区	375 (1)	681 (2)	714 (1)	1,395 (3)	0.2%
	童浦校区	2,759 (34)	4,005 (34)	3,007 (27)	7,012 (61)	0.9%
	中部校区	2,626 (37)	3,467 (32)	3,355 (29)	6,822 (61)	0.9%
	野田校区	917 (23)	1,686 (14)	1,686 (17)	3,372 (31)	0.9%
	衣笠校区	2,435 (16)	3,218 (15)	2,736 (36)	5,954 (51)	0.9%
	高松校区	464 (53)	775 (8)	860 (59)	1,635 (67)	4.1%
旧赤羽根地区 (209人) <u>3.4%</u>	赤羽根校区	787 (87)	1,215 (6)	1,296 (96)	2,511 (102)	4.1%
	若戸校区	502 (36)	923 (3)	954 (37)	1,877 (40)	2.1%
	泉校区	1,218 (179)	1,863 (15)	1,992 (188)	3,855 (203)	5.3%
旧渥美地区 (651人) <u>3.1%</u>	清田校区	756 (35)	1,179 (14)	1,218 (25)	2,397 (39)	1.6%
	福江校区	1,431 (121)	2,048 (17)	2,324 (131)	4,372 (148)	3.4%
	中山校区	1,423 (106)	2,337 (1)	2,514 (123)	4,851 (124)	2.6%
	亀山校区	348 (35)	577 (1)	643 (37)	1,220 (38)	3.1%
	伊良湖校区	256 (13)	414 (1)	445 (13)	859 (14)	1.6%
	堀切校区	567 (48)	996 (10)	1,054 (47)	2,050 (57)	2.8%
	和地校区	351 (27)	650 (0)	681 (28)	1,331 (28)	2.1%
		21,800 (963)	32,976 (220)	32,410 (1,035)	65,386 (1,255)	1.9%

※ () 内は外国人世帯数及び外国人数で、内数として表記 資料：市民課《平成 25 年 3 月 31 日現在》

【平成 29 (2017) 年度】

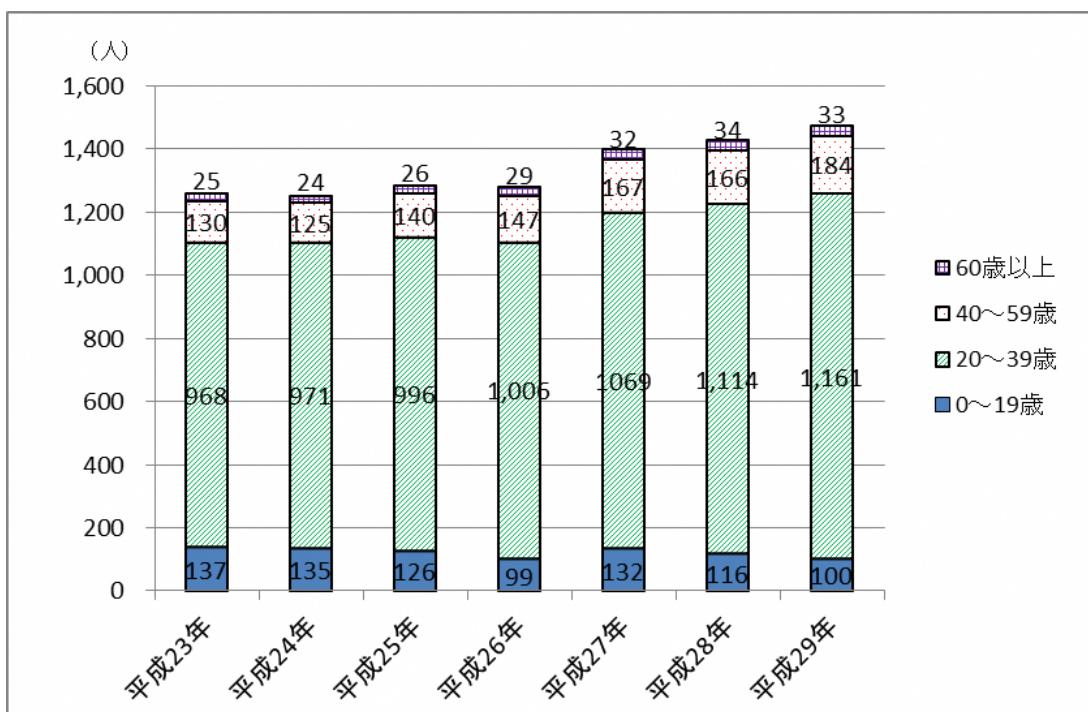
地 区	校 区	世 帯	男	女	計	外 国 人 住 民 割 合 (%)
旧田原地区 (531人) <u>1.4%</u>	六連校区	584 (9)	821 (1)	853 (11)	1,674 (12)	0.7%
	神戸校区	2,431 (61)	3,331 (22)	3,161 (76)	6,492 (98)	1.5%
	大草校区	380 (8)	645 (2)	626 (13)	1,271 (15)	1.2%
	東部校区	1,315 (24)	1,993 (15)	2,046 (25)	4,039 (40)	1.0%
	南部校区	515 (6)	905 (5)	875 (8)	1,780 (13)	0.7%
	童浦校区	2,842 (125)	3,946 (124)	3,053 (39)	6,999 (163)	2.3%
	中部校区	2,740 (58)	3,426 (48)	3,275 (39)	6,701 (87)	1.3%
	野田校区	938 (29)	1,559 (28)	1,528 (11)	3,087 (39)	1.3%
	衣笠校区	2,532 (24)	3,165 (24)	2,701 (40)	5,866 (64)	1.1%
	高松校区	472 (56)	720 (11)	782 (54)	1,502 (65)	4.3%
旧赤羽根地区 (206人) <u>3.7%</u>	赤羽根校区	792 (82)	1,144 (18)	1,206 (74)	2,350 (92)	3.9%
	若戸校区	507 (43)	844 (5)	895 (44)	1,739 (49)	2.8%
	泉校区	1,229 (190)	1,724 (18)	1,858 (196)	3,582 (214)	6.0%
旧渥美地区 (741人) <u>3.8%</u>	清田校区	746 (31)	1,083 (10)	1,117 (27)	2,200 (37)	1.7%
	福江校区	1,424 (139)	1,915 (33)	2,153 (138)	4,068 (171)	4.2%
	中山校区	1,392 (117)	2,135 (4)	2,301 (133)	4,436 (137)	3.1%
	亀山校区	343 (32)	554 (5)	588 (30)	1,142 (35)	3.1%
	伊良湖岬校区	1,197 (136)	1,881 (18)	2,032 (129)	3,913 (147)	3.8%
		22,379 1,170	31,791 391	31,050 1,087	62,841 1,478	2.4%

資料：市民課《平 30 年 3 月 31 日現在》

校区別に見ると、泉校区が 214 人と最も多く、福江校区 (171 人)、伊良湖岬校区 (147 人)、中山校区 (137 人) と続き、旧渥美地区に多くの外国人住民が居住していることが分かります。

校区別の住民の総数における外国人住民の割合は、泉校区が 6.0% と最も多く、高松校区が 4.3%、福江校区が 4.2% と続いています。

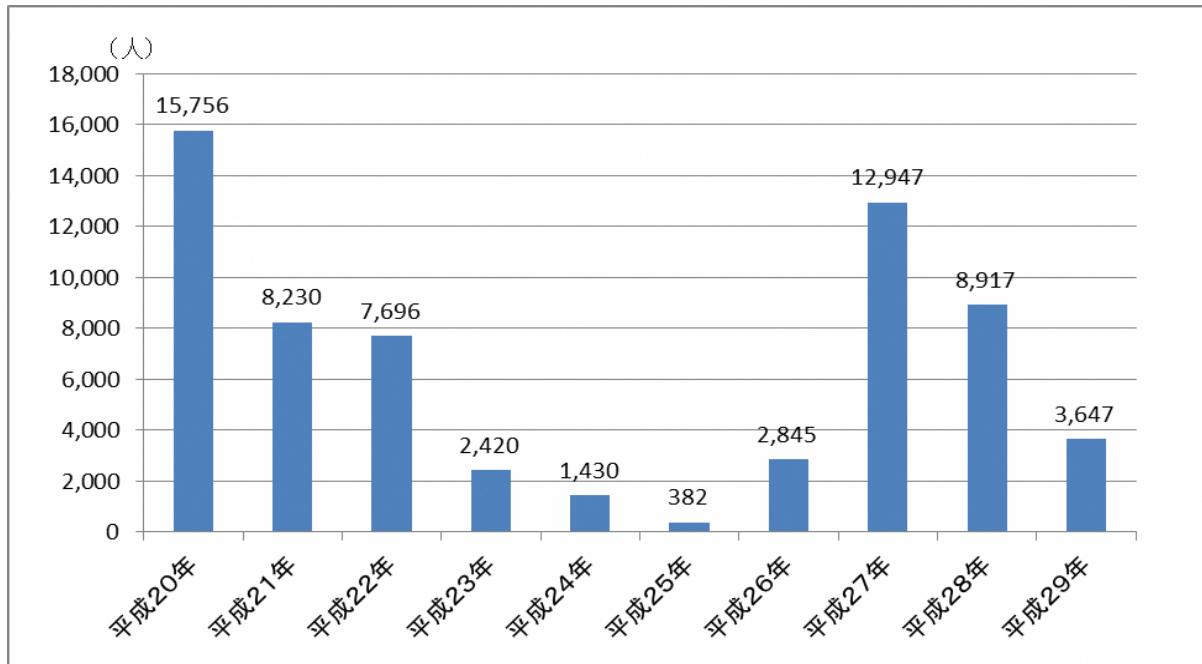
(6) 年齢別外国人住民数の推移



資料：市民課《各年 3月 31日現在》

年齢別に見ると、20～39歳が多く、特に20代前半に集中しています。これはこの年代の多くが技能実習生のためだと考えられます。

(7) 外国人宿泊者数の推移



資料：商工観光課《各年 1月～12月の合計》

外国人宿泊者数は平成 20 (2008) 年度をピークに減少傾向が続いていましたが、平成 27 (2015) 年度にホテルの宿泊プランの影響で増加し、その後、また減少に転じました。

第3章 計画の考え方

1 國際化・多文化共生を推進する意義

(1) 國際感覚豊かな人材の育成

姉妹・友好都市など諸外国の人々との交流を通じ、世界には多様な価値観や文化・生活習慣の違いが存在することを理解できます。そしてこれらを尊重する人間性を育むことで、世界的な視野で物事を捉えられる「国際感覚豊かな人材」を育成することができます。

(2) 世界に開かれたグローバルな地域経済の発展

国際感覚豊かな人材を多く育てることは、本市の人材や産業が地球規模でつながる機会を増やし、地域の産業に活力を与え、競争力のあるグローバルな地域経済の活性化が期待できます。また、本市の産業の担い手として、外国人の力は欠かせません。彼らが働きやすい環境を作ることで、彼らが能力を十分に發揮し、地域の産業を活性化させることができます。

(3) 全ての人が暮らしに温かみを感じられる地域コミュニティの形成

この地域特有のアットホームなご近所同士の触れ合いを通じ、外国人が地域の人と助け合いながら暮らす多文化共生の社会を作ることは、外国人に本市を「第二のふるさと」として愛着を持つもらうことにつながります。また、外国人が温かな気持ちで暮らせるまちを実現することは、子どもからお年寄りまで、どんな人でも温かく包み込んでくれる地域コミュニティを実現することにつながります。

【多文化共生の定義】

本計画では「多文化共生」について、「国籍や文化的背景の異なる人々が、互いの違いを認め合いながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」とします。

2 計画目標

本市は、農業や商工業に従事する外国からの技能実習生を数多く受け入れているという特徴があり、こうした実習生を含む様々な国の方が本市で働き、暮らしています。

国際化や多文化共生を進めるためには、日本人住民と外国人住民の意識の隔たりを取り除き、お互いの違いを認め合って、地域社会の一員として共に生きていくことが必要です。

また、社会経済のグローバル化が今後一層進む中、国際感覚を持った人材を育て、グローバルな産業活動が展開できる社会環境基盤を整えていくことによって、「人・モノ・情報」が活発に行き交う、世界に開かれたまちを実現していくことが、これまで以上に求められています。

そこで、私たち一人一人が、地球市民の一員として互いに尊重し合い、地球規模で考えながら、地域から行動を起こすことができるまち「グローカルシティ」を目指していく姿を明確に表し、こうしたグローバルな視点とローカルな行動力をもつ人々が集い、働き、学び、そして暮らすまちを実現していくため、前計画から引き続き、本計画でも計画目標を

『人と文化が交流する世界に開かれたグローカルシティ』

とし、総合計画で掲げたまちづくりの理念「みんなが幸福を実現できるまち」を目指します。

3 基本方針

計画目標を実現するため、次の3つの基本方針を定め、国際化・多文化共生のまちづくりを進めます。

基本方針1：豊かな国際感覚をはぐくむ人づくり

姉妹・友好都市をはじめ、様々な国や地域との交流を通して、国際感覚豊かな人づくりを推進します。

基本方針2：誰もが暮らしやすい多文化共生のまちづくり

外国人住民が地域の一員として、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

基本方針3：グローバルな産業活動が発展しやすい環境づくり

グローバルな視点を取り入れた産業活動が積極的にできるような社会環境基盤づくりを推進します。

4 数値目標

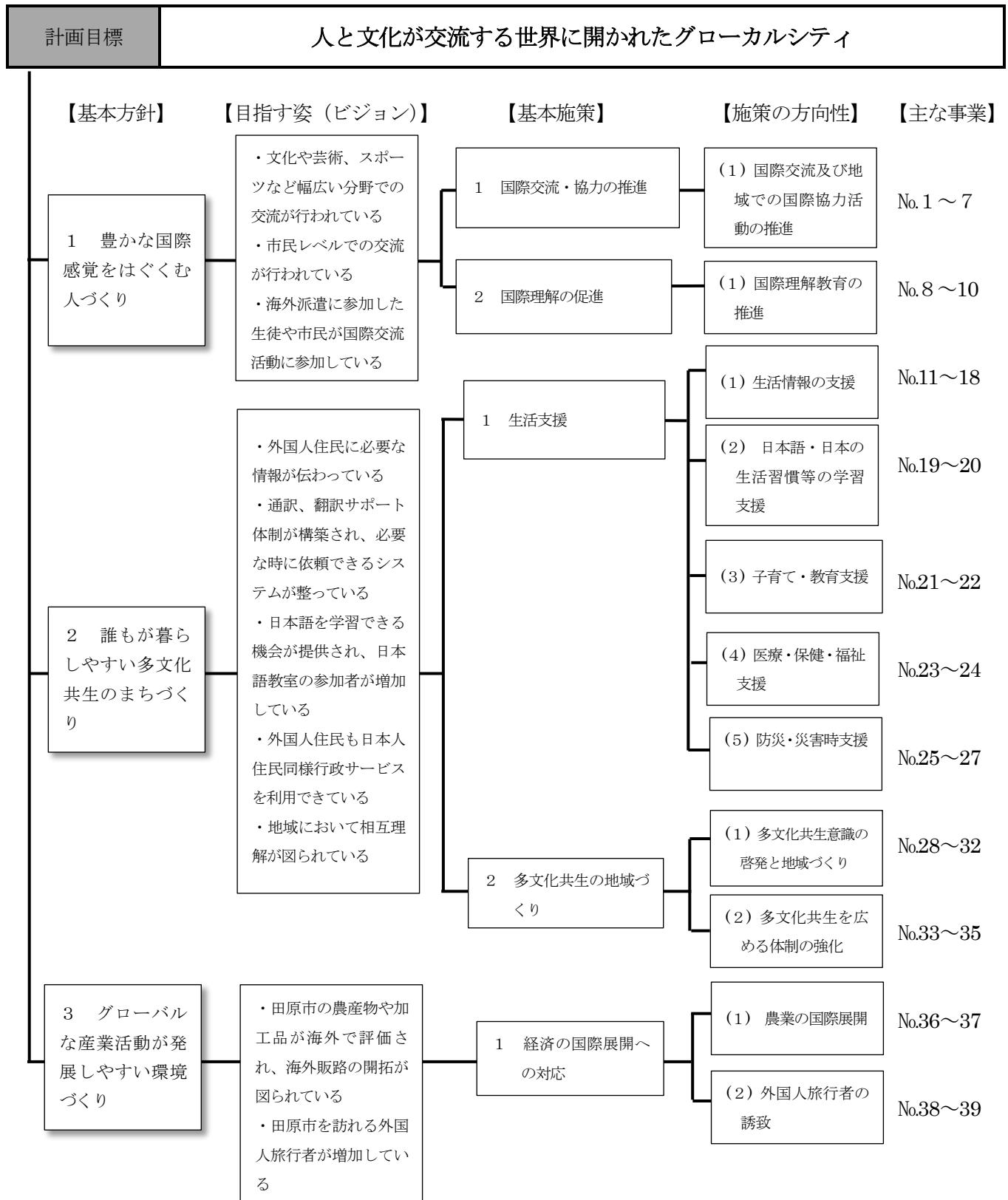
本計画を推進するため、数値目標を設定します。

指標	現状値【2017年度】	目標値【2023年度】
市民への姉妹友好都市に関する啓発回数	6回	8回
多文化交流事業参加者数 (国際理解講座、JICA研修員との交流会、多文化研修会、料理教室等への参加者数)	848人	1,000人
市ホームページの多言語版アクセス数	951件	1,500件
防災訓練に参加している外国人住民の割合	1.2%	20.0%
日本語教室学習者数	159人	200人
日本語教室ボランティア講師の数 (日本語教室で実際に教えているボランティア講師の数)	46人	60人
外国人宿泊者数	3,647人	4,000人

第4章 施策の展開

1 体系図

計画目標を実現するため、それぞれの基本施策における施策の方向性・主な事業を次のように定めます。



2 施策の基本方針と基本施策

基本方針 1：豊かな国際感覚をはぐくむ人づくり

本市では、姉妹・友好都市、愛知万博のフレンドシップ国をはじめ、多様な国や地域との国際交流・国際協力活動を展開しています。こうした活動を通して、国際感覚豊かな人づくりを推進します。

1 国際交流・協力の推進

(1) 国際交流及び地域での国際協力活動の推進

【現状と課題】

本市では、アメリカジョージタウン市、プリンストン市及びギブソン郡、中国昆山市、韓国銅雀区の3か国4都市と姉妹・友好都市提携し、それぞれの提携の趣旨を踏まえながら交流を深めています。こうした姉妹・友好都市との交流事業は、中・高校生の相互派遣が中心となっており、市民全体への波及効果が少ないことが課題となっています。今後は引き続き今の交流事業を継続させると共に、新たな分野での交流や市民主体の交流を推進していくことが求められます。

国際協力活動については、施設園芸等が盛んな本市の特性を活かし、昭和63（1988）年度から、毎年JICAによる各国行政職員の専門研修の受け入れを行っています。研修員受け入れ時にはたはら国際交流協会による市内の家庭へのホームステイを実施し、日本の暮らしに触れていただいている。今後もJICA等関係機関との連携を図りながら、本市ならではの国際協力活動を推進していくことが求められています。

【方向性】

- ・市民や児童・生徒が異文化に触れ、国際理解を深められるよう、現行の交流事業を継続すると共に、新たな分野での交流や市民活動団体が主体的に取り組む交流活動を推進します。
- ・農業に関する研修の受け入れ等、本市ならではの特性を活かした国際協力を推進します。

【施策の展開】

No.	主な事業	事業の内容	← 計画対象年度 →						□：事業担当課・ 機関等 ○：連携・協働
			2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	
1	姉妹・友好都市 との交流	友好親善及び異文化理解を深めるため、姉妹・友好都市との交流を行います。 ※周年事業、相互派遣事業、市民海外派遣など	継続	→	→	→	→	→	□広報秘書課、たはら国際交流協会 ○市民
2	中学生海外派 遣事業	直接異文化に触れ、国際理解を深められるよう、今後も中学生の相互派遣を継続して行います。また、報告会を行い、その内容を広報等で広く周知します。	継続	→	→	→	→	→	□学校教育課 ○学校
3	文化・スポーツ 交流の促進	サーフィンの世界大会や東京2020オリンピック・パラリンピックのホスト	継続	→	→	→	→	→	□広報秘書課、スポーツ課

		タウン事業などを実施することで、文化・スポーツ分野における国際交流活動を促進します。また、市民団体による自主的な国際交流活動を支援します。						○市民活動団体
		海外との文化交流を行います。	継続	→	→	→	→	□渥美半島観光ビューロー ○商工観光課
4	国際交流活動のPR	市ホームページ、広報紙等の媒体を活用し、海外都市との交流活動を、市内外に積極的に周知します。	継続	→	→	→	→	□広報秘書課
5	海外派遣等の経験を活かした国際交流・多文化共生事業の推進	海外派遣等の経験がある生徒や市民が成果や経験を活かし、国際交流や多文化共生事業に参加できる機会を提供します。 ※市内の中学や高校への国際交流活動のPR やボランティアの協力依頼。	継続	→	→	→	→	□たはら国際交流協会、広報秘書課 ○学校教育課、学校
6	JICA研修生受け入れによる国際協力活動	農業分野の研修生受け入れを継続すると共に、本市の特性を活かした国際協力活動を行います。 (JICA集団研修「流域水管理に基づくかんがい排水」コース研修員、ODA研修員受け入れ) また、ホームステイ等により、日本の暮らしに触れていただく機会を提供します。	継続	→	→	→	→	□広報秘書課 ○農政課、市民、たはら国際交流協会
7	様々な交流のための連携・協力体制づくり【拡充】	成章高校とジョージタウンの姉妹校スコット高校、渥美農高とオランダの姉妹校ウェラントン・カレッジの自主的な交流活動を促進するため、生徒の派遣・受け入れを支援します。	継続	→	→	→	→	□広報秘書課 ○市民、たはら国際交流協会、学校
		福江高校とプリンストン市及びギブソン郡の高校との提携を進めます。	調整	実施	継続	→	→	□広報秘書課、高等学校 ○たはら国際交流協会
		市民活動団体による交流・協力活動を充実するため、団体間の連携と協力による市民交流を支援します。	継続	→	→	→	→	□広報秘書課 ○市民活動団体

2 國際理解の促進

(1) 國際理解教育の推進

【現状と課題】

本市では昭和 63（1988）年度から外国語指導助手（ALT）招致事業を実施し、小中学校での英語教育と國際理解教育を実施しています。2016 年からは 2020 年の小学校での英語教育教科化を見据えて、独自の英語教育プログラムの開発を進めています。

また、市民の異文化理解を高めるために、外国語講座や異文化を紹介するイベントなども開催しています。

異文化理解を推進するためには、一人一人が異なる文化を理解し、お互いを尊重することが重要であり、外国語や異文化を学習する機会の充実が求められています。

【方向性】

- ・国際感覚を磨き、国際社会に対応できる人材を育成するため、学校教育や生涯学習の場において、外国語や異文化を学ぶ機会を提供します。

【施策の展開】

No.	主な事業	事業の内容	◀ 計画対象年度 ▶						□：事業担当課・ 機関等 ○：連携・協働
			2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	
8	国際理解教育 推進事業 【拡充】	2020 年度の小学校英語の教科化に 対応するために、全小中学校に外国 青年語学講師（ALT）を派遣すると 共に、小学校 3～6 年生の英語の授業 に外国語指導助手（AT）を配置し、 国際理解につながる学習機会を提供 します。	継続	→	→	→	→	→	□学校教育課 ○学校
9	外国語講座の 開催	外国語講座を通して、言葉だけでな く異文化に対する理解を深める機会 を提供します。	継続	→	→	→	→	→	□たはら国際交 流協会、市民活動 団体、市民
10	外国人交流会 の開催 【新規】	外国人住民が主体となって開催する 外国人のための交流会を開催し、来 日して間もない外国人の声を聞いた り、外国人住民のつながりを強化し たりします。	検討	実施	継続	→	→	→	□たはら国際交 流協会、市民活動 団体、広報秘書課

基本方針2：誰もが暮らしやすい多文化共生のまちづくり

本市に暮らしている外国人住民が、地域の一員として安心して暮らすことができるよう、多言語や「やさしい日本語」による情報提供や日本語教室の充実など、コミュニケーション支援と生活支援を行います。また、一定期間で帰国する技能実習生等を含む外国人の方が地域社会に参画しやすい環境づくりを進め、「田原は第二のふるさと」だと思われるような多文化共生社会の形成を目指します。

1 生活支援

(1) 生活情報の支援

【現状と課題】

本市の外国人住民数は1,478人{平成30(2018)年3月31日現在}で、約42人に1人が外国人住民となっています。本市では、多言語による外国人向け生活ガイドブックやごみ収集カレンダー、防災マップなどを作成しています。しかし、こういった情報が必ずしもそれを必要とするすべての外国人住民に届いているとは言えません。自分に必要な情報を入手することや、手続き方法や制度の内容を理解するのが困難な方もいます。日本語が十分に理解できない外国人住民が、地域社会で生活する上で必要な生活情報を把握し、利用できるよう情報発信することが求められています。

【方向性】

- ・外国人住民が生活に必要な情報を簡単に入手し、生活の利便性が向上するよう情報の伝達手段の充実に努めます。
- ・外国人住民が理解できるよう、多言語や「やさしい日本語」による情報提供に努めます。
- ・日本語を母語としない外国人住民のコミュニケーションを支援するため、通訳・翻訳ボランティア制度の充実を図ります。

【施策の展開】

No.	主な事業	事業の内容	← 計画対象年度 →						□：事業担当課・ 機関等 ○：協働・連携
			2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	
11	外国人相談窓口の充実 【拡充】	多言語で外国人からの相談を受け付ける窓口を設置し、相談窓口の周知を図ります。 また、たはら国際交流協会以外が実施する相談窓口を外国人が利用する際は、通訳派遣を行います。	継続	→	→	→	→	→	□広報秘書課、地域福祉課 ○社会福祉協議会、市民活動団体、たはら国際交流協会
12	市ホームページの多言語化	市ホームページを多言語化し、内容を充実させます。	継続	→	→	→	→	→	□広報秘書課 ○各課

13 ★	生活情報の多言語化等の推進 【拡充】	生活に必要な市政情報の多言語化や「やさしい日本語」使用を推進すると共に、職員や市民への「やさしい日本語」講座を開催し、啓発を図ります。 現在、作成している多言語資料の言語が適正かどうか判断し、適正でない場合は、より多くの外国人住民が活用できる言語に変更します。 ※ごみ収集カレンダー：4か国語で作成（英語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語） ミニ要覧：2か国語で作成（英語、中国語）	検討	実施	継続	→	→	→	□広報秘書課、各課
		パンフレットや市政情報などの多言語資料を駅や公共施設、市内店舗等、外国人が集う場所や外国人の目につきやすいところに配置します。				→	→	→	
14	公共案内看板等のユニバーサル化の推進	公共案内看板等の多言語表記や「やさしい日本語」の使用、図案化表記（ピクトグラム ^{*12} 等）を推進します。	継続	→	→	→	→	→	□各課、愛知県
15	通訳・翻訳サポート体制の充実	必要に応じて協力が得られるよう、通訳・翻訳サポート制度の構築を図ると共に利用方法を広く周知します。	実施	継続	→	→	→	→	□たはら国際交流協会 ○広報秘書課
16 ★	監理団体等やキーパーソンのネットワーク化、意識調査の実施 【拡充】	外国人住民の現状やニーズ等を把握するため、監理団体等やキーパーソンのネットワーク化、意識調査（2022年）を実施します。	検討 実施	継続	→	→	実施	→	□広報秘書課 ○受け入れ機関、市民、たはら国際交流協会、市民活動団体
17 ★	転入時に配布する多言語資料の充実 【拡充】	転入時に技能実習生等とそれ以外の外国人へそれぞれ必要な多言語資料を配布します。（生活ガイドブック・ごみ収集カレンダー・防災マップ等）	継続	→	→	→	→	→	□広報秘書課 ○各課
18	図書館機能の充実	異文化交流や情報収集のため、図書館機能を充実させます。 外国人への情報発信を行います。	継続	→	→	→	→	→	□図書館

★：第5章に示された重点施策を推進するための事業です。

(2) 日本語・日本の生活習慣等の学習支援

【現状と課題】

外国人住民は、日本語が十分に理解できることによるコミュニケーション不足で人間関係に支障が生じる場合があります。たはら国際交流協会やあかばねひらがなの会において日本語教室を開催していますが、スタッフはボランティアであり、実際に活動できる日本語指導スタッフが不足しています。

これに加えて、市内の外国人住民数は年々増加しており、近年では多国籍化が進んでいます。また、以前は旧渥美・赤羽根地域に外国人が集中していましたが、現在では市内全域に外国人が生活するエリアが広がっています。

そのため日本語を学ぶだけでなく、交流や情報交換、日本の生活について学ぶ場としても、日本語教室の役割がますます重要となっています。日本語教室の内容の充実と、周知に取り組む必要があります。

【方向性】

- 外国人住民が地域の中で生活していくために必要な日本語コミュニケーション能力を向上させるため、日本語を学ぶことができる機会を増やし、さらに既存の日本語教室の周知を図ります。
- 外国人住民が日本語を学ぶ機会を充実するため、日本語を教えるボランティアスタッフの育成に努めます。

【施策の展開】

No.	主な事業	事業の内容	◀ 計画対象年度 ▶						□：事業担当課・機関等 ○：連携・協働
			2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	
19 ★	日本語を学習する機会の拡充	日本語教室の開催場所を増やしたり、周知に力を入れたり、外国人住民が参加しやすい環境を整備します。	継続	→	→	→	→	→	□広報秘書課、たはら国際交流協会 ○市民活動団体
		日本語講師等の養成講座及びフォローアップ研修を充実するなど、ボランティアの育成を図ります。	継続	→	→	→	→	→	□広報秘書課 ○たはら国際交流協会、市民活動団体
20 ★	日本社会について学ぶ機会の提供	日本におけるルールやマナー、文化や生活習慣について学べる機会を提供します。 ※生活ガイドブックの配布、技能実習生等受け入れ時の研修等 日本語教室で、日本語だけでなく、日本におけるルールやマナー、文化や生活習慣などを教えます。	継続	→	→	→	→	→	□広報秘書課、受け入れ機関、市民活動団体

(3) 子育て・教育支援

【現状と課題】

外国人の妊婦や母親が安心して出産や子育てができるようになるためには、言葉の問題や習慣の違いによる不安を解消する必要があります。

また、外国人児童・生徒の中には日常会話はできても、学習言語が十分でないケースがあります。国籍に関わらず、すべての子どもが安心して教育を受けることができる環境づくりが必要であり、日本語指導の必要な児童・生徒の日本語学習支援の充実が求められます。

【方向性】

- ・妊娠・子育てに関する不安を軽減するため、児童センターや子育て支援センター等のイベント周知を外国人親子にも分かるように「やさしい日本語」等で周知します。
- ・外国にルーツを持つ児童・生徒が未来へ希望を持ち、その力を日本の地域社会において発揮できるよう、日本語教育の充実を図ります。

【施策の展開】

No.	主な事業	事業の内容	← 計画対象年度 →						□：事業担当課・機関等 ○：連携・協働
			2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	
21	母子保健の充実による子育て支援	乳幼児健診の通知文など外国人の保護者が理解できるよう「やさしい日本語」で提供します。また、必要に応じて母子への通訳サポートを行います。	継続	→	→	→	→	→	□健康課 ○広報秘書課、たはら国際交流協会
		児童養育問題、DV等に対応するため、通訳を伴った個別対応及び県国際交流協会の多言語相談や多文化ソーシャルワーカー※13との連携を図ります。	継続	→	→	→	→	→	□子育て支援課 ○たはら国際交流協会、愛知県国際交流協会
22	小中学校の就学支援	日本語教育の必要な児童生徒数に応じて、県の「日本語教育適応学級担当教員」や田原市スクールサポーター等を配置します。	継続	→	→	→	→	→	□学校教育課 ○愛知県、たはら国際交流協会
		学校や学級からの通知文など、外国人の保護者が理解できるよう、「やさしい日本語」の使用を推進します。	継続	→	→	→	→	→	□学校教育課 ○学校

(4) 医療・保健・福祉支援

【現状と課題】

海外から日本に来て不安に感じることの一つに病気やけがの問題があります。平成29(2017)年度に実施したアンケートによると、「病院で困ったことがある」と答えた外国人は、9.3%でした。これは高い割合ではありませんが、その内容を見ると言語の違いでコミュニケーションが図れないことに不安があることがうかがえます。本市に住む外国人の多くが、技能実習生等や日本人の配偶者で、同行者に通訳をしてもらえることが多いため、問題は顕在化していないが、実際は、患者本人が医師と直接意思疎通を図れる状態が望ましいと言えます。

言葉による障害をなくし、外国人住民も医療・保健・福祉のサービスを適正に受けられるよう、行政サービスの情報提供をする必要があります。

【方向性】

- ・受診時のコミュニケーションや医療制度に関する不安をなくし、安心して医療機関を利用できるよう、「あいち医療情報ネット^{※14}」や「あいち医療通訳システム^{※15}」の活用を推進します。
- ・多言語や「やさしい日本語」による医療・保健・福祉などに関する情報の提供を図ります。

【施策の展開】

No.	主な事業	事業の内容	◀ 計画対象年度 ▶						□：事業担当課・機関等 ○：連携・協働
			2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	
23	医療・保健サービスにおける情報提供	愛知県の「あいち医療情報ネット」や「あいち医療通訳システム」を活用し、通訳派遣や電話通訳などが利用できるよう、周知を図ります。	継続	→	→	→	→	→	□健康課、愛知県 ○医療機関
		母子健康手帳や予防接種などに関する情報を多言語や「やさしい日本語」で提供します。	継続	→	→	→	→	→	□健康課
24	生活困窮者、高齢者・障害者福祉への対応の充実	生活保護制度、老人福祉や障害者福祉制度について、「やさしい日本語」で情報提供します。	継続	→	→	→	→	→	□地域福祉課

(5) 防災・災害時支援

【現状と課題】

現在、技能実習生等に対しては、監理団体から要請があった場合、救急や防災に関する講習を実施しています。しかし、その他の技能実習生等や外国人市民に対しては、周知が十分であるとは言えません。本市は、南海トラフ等の大地震が発生した際には、建物被害や津波による大きな被害が予想される地域もあることから、日本人と同様に外国人住民に対しても災害に対する備えの必要性を日頃から十分に伝えていく必要があります。

また、外国人住民への避難情報の周知方法や、災害時の支援体制についても、平常時から関係団体と協力し、構築することが必要です。

【方向性】

- ・災害や緊急事態に備え、外国人住民も自分で身を守ることができるよう、また、地域の一員として支援活動等に携わることができるよう、意識啓発と防災訓練への参加促進に取り組みます。
- ・行政と地域、関係団体が連携し、災害時の外国人支援の体制を構築します。

【施策の展開】

No.	主な事業	事業の内容	◀ 計画対象年度 ▶						□：事業担当課・機関等 ○：連携・協働
			2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	
25 ★	緊急・災害時等の情報伝達手段の多言語化等 【拡充】	防災マップ、避難者登録カード、防災関連情報等の多言語化や「やさしい日本語」による情報発信を行います。 (防災マップ：2か国語で作成（英語、中国語）) 避難所において、絵や文字による情報を伝えるコミュニケーション支援ボードを作成します。 避難所における図案化表記（ピクトグラム）を進めます。	継続	検討	実施	→	→	→	□防災対策課 ○地域福祉課、広報秘書課、たはら国際交流協会
26 ★	防災意識の啓発 【拡充】	自主防災会や事業者等を通じ、外国人住民が地域の防災訓練等に参加できる環境づくりに努めます。	継続	→	→	→	→	→	□地域コミュニティ団体、事業者、防災対策課
27 ★	災害時の外国人支援の体制の構築 【新規】	行政、たはら国際交流協会、自治会、社会福祉協議会等が連携し、災害時の外国人支援の体制を構築します。	検討	→	実施	→	→	→	□広報秘書課、たはら国際交流協会、地域コミュニティ団体、社会福祉協議会、防災対策課

2 多文化共生の地域づくり

(1) 多文化共生意識の啓発と地域づくり

【現状と課題】

これまで本市では技能実習生等をはじめとする多くの外国人住民が暮らしてきましたが、近年ではより多国籍化が進み、様々な国の方が暮らすようになりました。言葉や文化、生活習慣が違う人同士が一緒に暮らす中で、より多文化共生意識を醸成する重要性が増しています。

自分とは異なる生活習慣を持った人でも、その違いを尊重し、温かく受け入れる意識を地域で広め、相互の信頼関係を築いていくことが求められます。

また、地域で暮らしていく上では、外国人住民も地域でコミュニケーションを取り、お互いに「顔の見える関係」を築いていくことが必要です。そのため、外国人でも地域活動へ参画しやすい環境を整備することが求められています。

【方向性】

- ・多文化共生に関する理解と認識を深め、異文化に触れる機会を通して相互理解の促進を図ります。
- ・外国人住民と日本人住民との交流の促進を図るため、外国人住民が地域社会に参画しやすい環境づくりを推進します。

【施策の展開】

No.	主な事業	事業の内容	◀ 計画対象年度 ▶						□：事業担当 課・機関等 ○：連携・協働
			2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	
28	多文化共生PRイベントの開催	相互理解を図るため、外国人住民と日本人住民が交流できるイベントを開催します。	継続	→	→	→	→	→	□たはら国際交流協会、市民活動団体、広報秘書課
29	多文化共生についての意識啓発	多文化共生意識を啓発するため、市民へは広報紙やたはら国際交流協会の情報誌などで情報提供し、職員へは多文化共生に関する情報を共有します。	継続	→	→	→	→	→	□たはら国際交流協会、広報秘書課
30	地域における多文化共生理解の推進	外国人住民に対する偏見、差別を生まないため、人権啓発活動を行います。	継続	→	→	→	→	→	□地域福祉課、人権擁護委員
31	地域コミュニティにおける交流機会の創出	親睦行事や環境美化活動、自主防災活動など地域行事への参加を促進するための情報提供を行います。	継続	→	→	→	→	→	□市民、地域コミュニティ団体 ○各課
32 ★	地域コミュニティにおける外国人住民の実態把握 【新規】	地域コミュニティ連合会において、外国人住民に関するアンケートを実施し、現状を把握します。 把握した現状より、問題点を洗い出し、対策について考えていきます。	検討	検討実施	継続	→	→	→	□広報秘書課、 ○地域コミュニティ団体、総務課、各課

(2) 多文化共生を広める体制の強化

本市では、市民が中心となって地域の国際交流や多文化共生を進めていくため、平成2年にNPO法人として「たはら国際交流協会」が設立されました。以後、協会を中心とした様々な取り組みが進められてきています。また、他にも市内には外国人を支援する団体が活動をしています。このような団体の取り組みを行政が適正に支援していくことが必要です。

【方向性】

- 市の国際交流や多文化共生を推進するため、外国人を支援する活動を行う市民・市民活動団体を支援します（事業の支援、人材育成支援等）。
- 多文化共生を推進する中核組織であるたはら国際交流協会と行政との連携を密にし、事業の強化を図ります。
- 通訳・翻訳ボランティアの登録制度の充実や、海外派遣経験者が各種事業に参加できる機会を提供し、国際交流や多文化共生に携わる人材の育成を図ります。

【施策の展開】

No.	主な事業	事業の内容	◀ 計画対象年度 ▶						□：事業担当課・機関等 ○：連携・協動
			2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	
33	市民活動団体と行政の協働体制の確立	市からの事業委託、自主活動への補助・共催・後援等、お互いの役割を明確にし、行政との協働体制を確立します。	継続	→	→	→	→	→	□広報秘書課、たはら国際交流協会 ○市民活動団体
34	得意分野を活かしたボランティア登録制度の充実	通訳・翻訳、日本語指導など得意分野を活かしたボランティア登録制度の充実を図ります。	継続	→	→	→	→	→	□たはら国際交流協会 ○広報秘書課
		日本語講師等の養成講座及びフォローアップ研修を充実するなど、ボランティアの育成を図ります。(再掲No.19)	継続	→	→	→	→	→	□広報秘書課、たはら国際交流協会 ○市民活動団体
		市内のボランティアに国や県、愛知県国際交流協会等が開催する研修等の情報を提供し、参加をうながします。	検討	実施	継続	→	→	→	□広報秘書課 ○市民活動団体、愛知県国際交流協会
35	海外派遣等の経験を活かした国際交流・多文化共生事業の推進	海外派遣等の経験がある生徒や市民が成果や経験を活かし、国際交流や多文化共生事業に参加できる機会を提供します。 (再掲No.5) ※市内の中学や高校への国際交流活動のPRやボランティアの協力依頼。	継続	→	→	→	→	→	□たはら国際交流協会、広報秘書課 ○学校教育課、学校

基本方針3：グローバルな産業活動が発展しやすい環境づくり

農業・観光・商工業など、あらゆる産業活動において、グローバルな視点を取り入れ、この地域で積極的な展開が図られるよう、経済の国際展開のための総合的な社会環境基盤づくりを推進します。

1 経済の国際展開への対応

(1) 農業の国際展開

【現状と課題】

TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）やFTA（自由貿易協定）が進む中で、今後の農業はグローバル化が進み、激しい国際競争が予想されます。全国1位の農業産出額を誇る田原市では国の政策と歩調を合わせ、新たな販路として海外への輸出ルートを開拓することが求められます。

この取り組みを進めるにあたり、田原市単独では1年間を通して輸出できる品目が限られるため、豊橋市をはじめとした三遠南信地域の市町村と連携し、継続した事業展開を図るための取り組みを行っています。

また、本市では中国をはじめとする技能実習生等を多く受け入れているという特徴があります。技能実習制度の趣旨を踏まえつつ、実習生等が技能実習の目的を達成できるよう支援することが求められています。

【方向性】

- ・豊橋田原広域農業推進会議や三遠南信地域の市町村との連携により、農産物輸出ルートの調査・研究を行います。
- ・技能実習生等が技能実習の目的を達成できるよう、制度の周知や適正な雇用管理による支援を行います。

【施策の展開】

No.	主な事業	事業の内容	← 計画対象年度 →						□：事業担当 課・機関等 ○：連携・協働
			2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	
36	農産物輸出ルートの開拓支援	海外物産展への出展や現地バイヤー招聘等を実施し、農産物の海外展開の調査、研究を行ないます。	継続	→	→	→	→	→	□農政課 ○豊橋田原広域農業推進会議 ○三遠南信地域の市町村
37	技能実習生等の受け入れ支援	雇用主への制度周知や労働関係法令に基づく適正な雇用管理により、技能実習生等が安心して技能実習の目的が達成できるよう支援します。	継続	→	→	→	→	→	□受け入れ機関 ○農政課

(2) 外国人旅行者の誘致

【現状と課題】

東京 2020 オリンピック・パラリンピックを前に全国的に様々な取り組みが行われている中、訪日観光客数が増えています。

訪日外国人旅行者（インバウンド）を受け入れる準備として、近隣の大学の外国人留学生から情報収集をするため、渥美半島ツアーを実施しました。参加した外国人留学生から情報収集し、渥美半島の魅力を SNS で発信してもらえるよう働きかけています。

訪日外国人旅行者に、不自由なく楽しい旅行をしてもらうために、パンフレットの多言語化や外国人観光案内所の整備などを実施していますが、訪日外国人旅行者を受け入れる側の受け入れ環境の整備（キャッシュレス化等）をする必要があります。

【方向性】

- ・田原市の特性を活かした観光資源の発掘と PR に取り組みます。
- ・訪日外国人旅行者が旅行しやすいように情報提供や環境整備を行います。
- ・訪日外国人旅行者だけでなく、外国人住民へも地域の観光資源の PR ができるよう、情報発信をします。

【施策の展開】

No.	主な事業	事業の内容	← 計画対象年度 →						□：事業担当 課・機関等 ○：連携・協働
			2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	
38	観光資源の開発と活用	東三河、昇龍道など広域的な連携により魅力ある観光ルートの開発・PRを行います。 ランドオペレーター※16の活用や発地セールス等を実施します。	継続	→	→	→	→	→	□広域観光関係組織 ○渥美半島観光ビューロー、商工観光課
		サーフィン世界大会等の機会に多様なメディアに情報発信することで、本市の魅力を国内外に PR できる取り組みを支援します。	継続	→	→	→	→	→	□同大会実行委員会 ○渥美半島観光ビューロー、商工観光課
		海外からの修学旅行や研修旅行の誘致を行います。	継続	→	→	→	→	→	□渥美半島観光ビューロー ○商工観光課
		海外との文化交流を行います。	継続	→	→	→	→	→	□渥美半島観光ビューロー ○商工観光課
39	外国人観光客への情報発信と環境整備	渥美半島観光ビューローのホームページをリニューアルし、多言語対応や写真を多くするなど、外国人に見やすく情報提供します。	実施	継続	→	→	→	→	□渥美半島観光ビューロー ○商工観光課

【拡充】	多言語版の観光パンフレットを作成します。 ※3 か国語で作成（英語、中国語、韓国語） 三河田原駅や道の駅など公共施設に多言語表記や「やさしい日本語」を使用を推進すると共に、多言語観光パンフレットや市政情報などの多言語資料を配置します。	継続	→	→	→	→	→	□商工観光課 ○渥美半島観光ビューロー、民間事業者
	Wi-Fi、トイレの洋式化等の環境整備やキャッシュレス化を促進します。							□商工観光課 ○渥美半島観光ビューロー、民間事業者
	外国人観光案内所「カテゴリー1」 ※17の認定を取得し、外国人観光客が利用しやすい環境づくりに努めます。	実施	継続	→	→	→	→	□渥美半島観光ビューロー ○商工観光課

第5章 重点施策

第4章で、この計画の目標である「人と文化が交流する世界に開かれたグローカルシティ」を実現するために、本市が取り組むべき 39 の事業を体系的にまとめました。この事業は、国際化施策、多文化共生施策、産業のグローバル化に関する施策、と多岐に渡っています。

第5章では、中でも重点的に取り組むべき事業が示された「重点施策」について記述します。

既に述べてきた通り、本市の農水産業や工業等の産業を成り立たせていくためには、技能実習生等の外国人人材は欠くことができません。今後も本市の産業をより発展させていくためには、この外国人住民の皆さんのが、不安なく、便利で快適に働くことができる地域であることが求められます。

そこで、本市ではこのような地域を作るための事業を、優先的に実現させていく必要があると判断しました。

そのため、以下の重点施策を掲げることとしました。この 5 つの施策に力を入れることで、日本人と外国人がお互いに暮らしやすい地域を実現させ、本市の産業の発展につなげていきます。

重点施策 1 生活情報と観光情報の多言語化等の推進

重点施策 2 外国人住民の現状やニーズ等の把握

重点施策 3 日本語や日本の生活習慣等を学習する機会の拡充

重点施策 4 災害に対する備えと災害時対応の充実

重点施策 5 地域コミュニティにおける外国人住民の実態把握

重点施策 1

生活情報と観光情報の多言語化等の推進（主な事業 13、17、39）

- 生活情報の多言語化等の推進
- 転入時に配布する多言語資料の充実
- 外国人観光客への情報発信と環境整備

主な取り組み

- 生活に必要な市政情報の「やさしい日本語」使用を推進するために、職員への「やさしい日本語」講座を開催します。
- 生活に必要な市政情報の多言語化を推進するために、各課からの翻訳依頼を広報秘書課で一括して取りまとめ、たはら国際交流協会や他の翻訳者にスムーズに依頼する仕組みを構築します。
- 現在、作成している多言語資料の言語が適正かどうかを判断し、適正でない場合は、より多くの外国人住民が活用できる言語に変更します。
- 技能実習生等とそれ以外の外国人の転入時に、それぞれ必要な多言語資料を配布します。
- 三河田原駅や道の駅など公共施設に多言語表記や「やさしい日本語」使用を推進すると共に、多言語観光パンフレットや市政情報などの多言語資料を配置します。
- Wi-Fi、トイレの洋式化等の環境整備やキャッシュレス化を促進します。

目指す姿

生活に必要な情報を外国人住民が入手でき、不自由なく地域社会で生活することができる。

重点施策 2

外国人住民の現状やニーズ等の把握（主な事業 16）

- 監理団体等やキーパーソンのネットワーク化、意識調査の実施

主な取り組み

- 技能実習生等の監理団体等や外国人コミュニティのキーパーソンのネットワーク化や意識調査を実施します。

目指す姿

外国人住民のニーズに合わせた情報発信ができている。

重点施策 3

日本語や日本の生活習慣等を学習する機会の拡充（主な事業 19、20、34）

- 日本語を学習する機会の拡充
- 日本社会について学ぶ機会の提供
- 得意分野を活かしたボランティア登録制度の充実

主な取り組み

- 日本語教室に外国人が来やすい環境を整えます。
- 日本語教室の新規参加者募集のため、周知に力を入れます。
- 日本語講師の養成講座及び、フォローアップ講座を開催し、ボランティアの育成を図ります。
- 日本語だけでなく、日本におけるルールやマナー、文化や生活習慣などを教えます。
- 市内のボランティアに国や県、愛知県国際交流協会等が開催する研修等の情報を提供し、参加をうながします。

目指す姿

日本語を学習したいと考えている外国人が、日本語教室に通えており、日本の文化やルールについても学んでいる。

重点施策 4

災害に対する備えと災害時対応の充実（主な事業 25、26、27）

- 緊急・災害時等の情報伝達手段の多言語化等
- 防災意識の啓発
- 災害時の外国人支援の体制の構築

主な取り組み

- 避難所において、絵や文字による情報を伝えるコミュニケーション支援ボードを作成します。
- 避難所における図案化表記（ピクトグラム）を進めます。
- 地域の防災訓練の情報発信方法を考え、技能実習生等受け入れ機関や地域コミュニティとの連携により、技能実習生等をはじめとする外国人住民に対し、防災講話を実施したり、地域の防災訓練への参加を促進したりするための仕組みづくりに取り組みます。
- 行政、たはら国際交流協会、自治会、社会福祉協議会等と連携し、災害時の外国人支援体制を構築します。

目指す姿

- ・地域の防災訓練に参加する外国人住民が増え、防災知識を有する外国人の割合が増えている。
- ・災害時に外国人住民が安全に避難できる。
- ・災害時に日本人住民と外国人住民が協力して支援活動を行っている。

重点施策 5

地域コミュニティにおける外国人住民の実態把握（主な事業 32）

- 地域コミュニティにおける外国人住民の実態把握

主な取り組み

- 地域コミュニティ連合会において、外国人住民に関するアンケートを実施し、現状を把握します。

目指す姿

- ・地域で外国人住民と地元住民がコミュニケーションを取り、お互いに顔の見える関係を築いている。
- ・外国人住民が地域活動に参画している。

第6章 計画の推進体制

国際化・多文化共生を推進するためには、行政だけでなく、各主体がそれぞれの責任と役割を明確にして、協働により取り組むことが求められます。

1 推進主体

(1) 市民・市民活動団体

地域における人と人との交流を深めていく最も基本的な主体は、市民であり、また市民により構成されている市民活動団体です。特に、たはら国際交流協会は、本市の国際交流や多文化共生を推進するための中核組織として設立されたNPO法人で、このような団体の活動をより活性化させていくことが必要です。このような市民活動団体においては、それぞれの団体が持つ知識や経験、ネットワークを活用して様々な活動を展開していくことが期待されます。

また、こういった市民活動団体だけではなく、市民一人一人が積極的に国際交流事業や多文化共生活動に参加していくことが望まれます。

(2) 事業者・経済団体

外国人を雇用している企業・事業者は、技能実習生等の人権の尊重と適正な労働・就労環境づくりのため、コンプライアンス（法令遵守）に努めると共に、日常生活に関する支援を行うことが求められます。

また、地域社会とのつながりが少なくなりがちな技能実習生等を、地域の行事等に参加させるなど、地域社会とつながるような働きかけを促進することが期待されます。

(3) 市

市は、国際化・多文化共生を推進する主体として、国際化に対応するための都市基盤整備や社会基盤整備を、国・県等と進めると共に、姉妹・友好都市等の交流や国際協力活動、人材の育成、多文化共生社会の形成などに積極的に取り組み、本計画の推進に関する施策を進めています。

また、市民、市民活動団体、事業者などとのより良い協働関係を築きながら、市内全体の国際化・多文化共生の総合的な施策の推進を図ります。

文化的背景の異なる外国人住民も地域コミュニティの一員として社会参画できるよう、地域コミュニティとも協働しながら、国際化・多文化共生を通した魅力あるまちづくりに努めています。

2 推進体制

(1) 市民や団体、事業者、関係機関等との連携・協働

外国人住民の生活支援など、多文化共生の地域づくりのための事業の推進や課題解決には、市民や市民活動団体、関係する事業者等との連携が重要な役割を持ちます。

そのため、本計画に基づく事業の推進に当たっては、市民、学校、市民活動団体、事業者、行政など様々な主体と協力・連携しながら協働で取り組みます。

(2) 施策の進行管理

市役所内で組織する「田原市国際化・多文化共生推進計画ワーキング・グループ」を活用し、毎年度、各部署が実施する国際化・多文化共生に関する事業の把握と進捗状況の確認を行い、本計画の着実な推進を図ります。

(3) 定期的な意見交換会と意識調査

外国人住民のニーズや課題を共有するため、関係機関との意見交換会や外国人に関する市民意識調査を定期的に実施することを検討します。

たはらグローカルシティ推進プラン

2019－2023

平成 31 (2019) 年 3 月

愛知県 田原市

企画部広報秘書課

〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場 30 番地 1
TEL : 0531-22-0138 FAX : 0531-23-1691
HP : <http://www.city.tahara.aichi.jp/>

「たはらグローカルシティ推進プラン 2019－2023」

— 資料編 —

■ 目次 ■

1	田原市国際化・多文化共生推進計画検討会議	36
2	計画の策定経過	38
3	国際化・多文化共生に関する団体等へのヒアリング結果の概要	39
4	市内の主な国際交流団体	40
5	姉妹都市・友好都市等との交流の概要	41
6	在留資格一覧	44
7	用語解説	49

1 田原市国際化・多文化共生推進計画検討会議

(1) 田原市国際化・多文化共生推進計画検討会議設置要綱

(設置)

第1条 田原市国際化・多文化共生推進計画の改定に当たり、有識者及び市民団体等から意見を求めるため、田原市国際化・多文化共生推進計画検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 田原市国際化・多文化共生推進計画の改定に係る検討に関する事項。
- (2) 前項に掲げるもののほか、会議が必要と認める事項。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 国際交流・多文化共生関係団体推薦者
- (3) 事業者によって構成する団体の関係者
- (4) 本市在住の外国人市民
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成31年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じて、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(事務局)

第7条 会議の庶務は、企画部広報秘書課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年6月7日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱の規定による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(2) 検討会議委員名簿

●委員

(敬称略：50音順)

	氏 名	役職等	備 考
1	青木 清人	愛知県県民文化部社会活動推進課 多文化共生推進室長	
2	太田 健	特定非営利活動法人 たはら国際交流協会 事務長	
3	川合 好永	あかばねひらがなの会	
4	小久保 敏幸	愛知みなみ農業協同組合 販売企画部 営農企画課長	
5	近藤 敦	名城大学法学部教授	会長
6	操 清霞	外国人市民	
7	惣卜 洪美	外国人市民 スクールサポーター経験者	
8	土井 佳彦	特定非営利活動法人 多文化共生リソースセンター東海代表	
9	長神 友昭	渥美半島観光ビューロー 事務局長	
10	藤城 孝行	高松コミュニティ協議会会長	副会長
11	渡邊 長一	(有) マルト化学工業 取締役 会長	

●事務局

1	石川恵史	企画部 部長
2	平井堅一郎	企画部広報秘書課 課長
3	河合まり子	企画部広報秘書課 課長補佐
4	鈴木由実子	企画部広報秘書課 主任
5	下村英樹	企画部広報秘書課 主任
6	河合政彦	企画部広報秘書課 主事補

2 計画の策定経過

年月日	内 容
平成 29 年 12 月 15 日 ～平成 30 年 1 月 31 日	平成 29 年度外国人住民アンケート
平成 30 年 5 月 31 日	第 1 回庁内ワーキンググループ会議
7 月 18 日	第 1 回田原市国際化・多文化共生推進計画検討会議 (1) 会長の選出 (2) 田原市国際化・多文化共生推進計画の進捗状況について (3) 田原市の現状について (4) 田原市国際化・多文化共生推進計画改定作業について (5) 「たはらグローカルシティ推進プラン 2019－2023（仮称）」（案）について
10 月 31 日	第 2 回田原市国際化・多文化共生推進計画検討会議 (1) 田原市国際化・多文化共生推進計画（一次素案）について
11 月 16 日	第 3 回庁内ワーキンググループ会議
12 月 17 日～ 平成 31 年 1 月 16 日	パブリックコメント
2 月 5 日	第 3 回田原市国際化・多文化共生推進計画検討会議 (1) 第 2 回検討会議議事要旨について (2) 田原市国際化・多文化共生推進計画について (3) パブリックコメントへの対応（案）について

3 國際化・多文化共生に関する団体等へのヒアリング結果の概要

相手先	内容
渥美商工会	技能実習生の受入れ状況とその課題について
	技能実習生への防災面の対応
たはら国際交流協会	事業概要
	多文化・国際事業に関する今後の展望と課題について
	渥美地域へのケアについて
	地域の外国人住民についての把握状況
	外国人の相談窓口の利用状況と今後の展望
	災害時に外国人住民を支援する側となることについての見解
田原福祉専門学校	ホームステイ等の状況（事業のメリット・デメリット）
	外国人の受入れ状況と、今後の運営の方向性について
あかばねひらがな の会	現在の運営状況と今後の展望
実習生の雇用主	地域の外国人の状況と課題等
	外国人の雇用状況
	外国人の生活状況について
	トラブル等の内容
	病院等の利用状況
市民課・渥美支所市 民課	外国人住民への転入・転出の状況と受付体制の課題等
	生活ガイドブックの利用状況
	ベトナム語等多言語の必要性
	外国人住民への対応について、現在困っていること等はないか
健康課	外国人ママ、おうちごはんクラブの状況
	あいち医療通訳システムの利用状況
	子育て外国人の状況
防災対策課	田原市防災計画等における災害時外国人支援の位置づけについて
学校教育課	小中学校の英語教育とALTの活用状況・課題等
	海外派遣事業の現状と課題
	外国人児童生徒等の学習の現状と課題
	イングリッシュキャンプの今後の状況

4 市内の主な国際交流団体

団体名	運営体制等
特定非営利活動法人 たはら国際交流協会	<p>【活動場所】田原文化会館 特定非営利活動法人たはら国際交流協会事務局</p> <p>【開館時間】火～日曜日 10:00～18:00</p> <p>【活動目的】国際化時代に対応し、会員のボランティア活動を通して地域住民の国際交流及び意識の高揚を図る。</p> <p>【設立】平成 25 年 10 月 1 日 (昭和 61 年 3 月に田原国際交流懇談会が発足。たはら国際交流連絡協議会を経て、平成 2 年 4 月 20 日にたはら国際交流協会設立。平成 25 年 10 月に特定非営利活動法人たはら国際交流協会として新たにスタート。)</p> <p>【主な事業】市民海外派遣、国際理解講座、語学講座、料理教室、機関紙発行、ホームステイ受入、イベント開催、日本語教室等</p> <p>●日本語教室 田原文化会館にて毎週金曜日と日曜日に、福江市民館にて毎週木曜日に開催 講師は、協会会員及び一般ボランティア</p>
あかばねひらがなの会	<p>【活動目的】日本語能力の向上を目指すと共に、地域に根付いた生活支援の場を提供する。(悩みや困りごとがある時に仲間と共に語り合える場)</p> <p>【設立】平成 18 年</p> <p>【主な事業】日本語教室、文化教室、機関紙発行等</p> <p>●日本語教室 赤羽根福祉センターで第 2・4 土曜日に開催。文化教室を第 3 日曜日に赤羽根市民館で開催。また文化教室で作成した作品の展示をする「教室展」も年 1 回開催 講師は元学校関係者、介護福祉士、主婦等。</p>

5 姉妹都市・友好都市等との交流の概要

○米国ケンタッキー州ジョージタウン市

【提携日】姉妹都市提携：平成 2 年 4 月 20 日

【提携書】「田原町とジョージタウン市は両市町の友好親善を深め 併せて日本国とアメリカ合衆国両国の友好関係の促進に寄与することを念願し ここに両市町が姉妹都市として提携することを協約します」

【主な事業】中学生海外交流事業（海外派遣及び受け入れ）、英語指導助手（A L T）招聘事業（ジョージタウン大学から A L T 招致）、たはら国際交流協会の市民海外派遣、田原廻保存会のジョージタウン市カイトフェスティバル参加、フレンドシップ・キルターズ交流（パッチワークキルトを通じた民間交流）、成章高校のスコット高校との姉妹校提携（海外派遣及び受け入れ等）、ジョージタウン大学入学田原市奨学金制度、図書館交流、平成 12 年：提携 10 周年記念事業、平成 22 年：提携 20 周年記念事業、平成 4 年：町職員ジョージタウン市派遣

○米国インディアナ州プリンストン市及びギブソン郡

【提携日】友好都市提携：平成 14 年 8 月 8 日

【提携書】「本国愛知県田原町とアメリカ合衆国インディアナ州ギブソン郡及びプリンストン市は、地域住民が友好的な交流を永続する友好都市を宣言する。
友好都市は、子供や学生の教育、文化、工業、経済などの面で友情に満ちた交流を行うことによって、両地域の発展、日本とアメリカの両国民の友好関係、更には世界の平和に貢献することを目的とし、また、この関係が全世界に広がることを期待する。
私たちは、地域住民団体が実施する友好都市の目的を達成するための活動を相互に支援することを誓い、地域住民の相互交流を最も期待する。」

【主な事業】中学生海外交流事業（海外派遣及び受け入れ）、たはら国際交流協会の市民海外派遣



○中国江蘇省昆山市

【提携日】友好都市提携：平成 17 年 10 月 19 日

【提携書】「日本国愛知県田原市と中華人民共和国江蘇省昆山市は、両市市民が相互理解と友情を深め、末長い友好交流を推進するため、協議の結果、赤羽根町と昆山市の友好交流の覚書（平成 5 年 5 月 14 日）を改めここに友好都市提携を行うものである。
両市は、平等互恵に基づいて、両市及び民間の友好交流を積極的に展開し、教育・文化・産業・行政など、多方面の分野に交流と協力が広がることを目指すものである。本提携の趣旨は、交流を通じて、両市市民の友情が深まり、日中両国の友好の絆を強めて、世界平和と繁栄に貢献することにある。」

【主な事業】中学生海外交流事業（海外派遣及び受け入れ）、たはら国際交流協会の市民海外派遣

○大韓民国ソウル特別市銅雀区

【提携日】姉妹都市提携：平成 18 年 11 月 14 日

【提携書】「日本国愛知県田原市と大韓民国ソウル特別市銅雀区は、両自治体間の国際交流をより深めるために姉妹都市として協定を締結する。
田原市と銅雀区は、教育、文化、産業、行政など幅広い分野の交流を通じて相互理解と信頼を深め、相互の発展と繁栄を図るとともに、日韓両国の友好関係の促進を目指すものである。」

【主な事業】田原日韓親善協会による交流活動、たはら国際交流協会の市民海外派遣

○ラオス・ヴィエンチャン特別市サイタニー郡

【提携年】平成 17 年度愛知万博フレンドシップ国：平成 18 年 4 月協議確認書

【協議書】
1 将来の相互協力に向かって、サイタニー郡代表団と田原市代表団との打ち合わせ議事を記録するため、双方は打合せ議事録を作成し、賛同と署名を求めて相互に送付することに同意した。
2 交流事業における基本事項
(1) 将来にわたり継続する交流とするため、当面の間（3 年間程度）において、交流プロジェクトの検討を行うものとする。
(2) 交流事業の検討に際しては、田原市・サイタニー郡の住民の相互理解と友好交流を目指すものとするが、当面、農業、教育の 2 部門における人材育成を主目的とした交流事業を前提に検討を行う。
(3) 友好提携については、交流事業を行う中で、各市・郡の住民の相互理解を進め、交流事業に対する住民理解を得た段階で検討するものとする。

【主な事業】農業研修生(農業事務所職員)受け入れ、たはら国際交流協会の市民海外派遣・絵本を届ける運動

平成19年度～22年度：教育事務所研修受け入れ、教育事務所建設支援、専門家派遣
(農業栽培技術指導)

※バラ栽培支援に関しては、現在はわからないことや困ったことの問い合わせが報告書として届けば、それに対しての指示事項を返信するという支援をしている。



6 在留資格一覧 (出入国管理及び難民認定法第2条の2、第19条関係)

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（この表の外交の項の下欄に掲げる活動を除く。）	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動	大学教授等
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（二の表の興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）	作曲家、画家、著述家等
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	外国の報道機関の記者、カメラマン
高度専門職	<p>一 高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う次のイからハまでのいずれかに該当する活動であって、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの</p> <p>イ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動</p> <p>ロ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動</p> <p>ハ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動</p> <p>二 前号に掲げる活動を行った者であって、その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するものが行う次に掲げる活動</p> <p>イ 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導又は教育をする活動</p>	ポイント制による高度人材

	<p>ロ 本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動</p> <p>ハ 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動</p> <p>ニ イからハまでのいづれかの活動と併せて行う一の表の教授の項から報道の項までの下欄に掲げる活動又はこの表の法律・会計業務の項、医療の項、教育の項、技術・人文知識・国際業務の項、介護の項、興行の項若しくは技能の項の下欄に掲げる活動（イからハまでのいづれかに該当する活動を除く。）</p>	
経営・管理	本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項の下欄に掲げる資格を有しなければ法律上行うこときができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。）	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	医師、歯科医師、看護師
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（一の表の教授の項の下欄に掲げる活動を除く。）	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	本邦の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制についてこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	中学校・高等学校等の語学教師等

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例
技術・人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（一の表の教授の項、芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の経営・管理の項から教育の項まで及び企業内転勤の項から興行の項までの下欄に掲げる活動を除く。）	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動	外国の事業所からの転勤者
介護	本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動	介護福祉士
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動を除く。）	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機等の操縦者、貴金属等の加工職人等
技能実習	<p>一 次のイ又はロのいずれかに該当する活動</p> <p>イ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「技能実習法」という。）第八条第一項の認定（技能実習法第十一条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）を受けた技能実習法第八条第一項に規定する技能実習計画（技能実習法第二条第二項第一号に規定する第一号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）に係る業務に従事する活動</p> <p>ロ 技能実習法第八条第一項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画（技能実習法第二条第四項第一号に規定する第一号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動</p> <p>二 次のイ又はロのいずれかに該当する活動</p> <p>イ 技能実習法第八条第一項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画（技能実習法第二条第二項第二号に規定する第二号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動</p> <p>ロ 技能実習法第八条第一項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画（技能実習法第二条第四項第二号に規定する第二号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する</p>	技能実習生

	<p>活動</p> <p>三 次のイ又はロのいずれかに該当する活動</p> <p>イ 技能実習法第八条第一項の認定を受けた同項に規定する技能実習 計画（技能実習法第二条第二項第三号に規定する第三号企業単独型技 能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する 活動</p> <p>ロ 技能実習法第八条第一項の認定を受けた同項に規定する技能実習 計画（技能実習法第二条第四項第三号に規定する第三号団体監理型技 能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する 活動</p>	
--	---	--

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けこれを修得する活動（四の表の留学の項から研修の項までの下欄に掲げる活動を除く。）	日本文化の研究者等
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動	観光客、会議参加者等
留学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学校部、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動	大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校及び小学校等の学生・生徒
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動（二の表の技能実習の項の下欄第一号及びこの表の留学の項の下欄に掲げる活動を除く。）	研修生
家族滞在	一の表、二の表又は三の表の上欄の在留資格（外交、公用、技能実習及び短期滞在を除く。）をもつて在留する者又はこの表の留学の在留資格をもつて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	在留外国人が扶養する配偶者・子
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動	外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等

在留資格	本邦において有する身分又は地位	該当例
永住者	法務大臣が永住を認める者	法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者	日本人の配偶者・子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等

7 用語解説

※¹ グローバル化 (1 頁)

政治・経済、文化など、様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。

※² ボーダレス化 (1 頁)

企業の事業展開が国境を越えて世界規模に広がり、国籍が意味をなさないほど活動の場が国際的に広がっている現象。

※³ JICA (Japan International Cooperation Agency) (3 頁)

開発途上地域等の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする独立行政法人国際協力機構のこと。主な業務内容としては、開発途上国への技術協力、研修員受入れ、専門家派遣、技術協力のための人材の養成及び確保などを行っている。

※⁴ やさしい日本語 (4 頁)

普段使われている言葉を外国人にもわかるように配慮した、簡単な日本語のこと。災害時、外国人にどうやって情報を伝えるかという目的で考え出されたもの。やさしい日本語は、高齢者や若年者にも分かりやすい表現とされ、様々な場面に応用されている。

例) 「高台避難」 ⇒ 「高いところに逃げて」

※⁵ 監理団体 (4 頁)

その責任と監理の下で技能実習生を受け入れ、実習実施機関である各企業において技能実習が適正に実施されているかの確認と指導をしていく団体。

※⁶ 在留資格 (8 頁)

外国人が日本に入国する際に、入国が許可される要件の一つとして、その外国人が日本で行おうとする活動の観点から類型化して、入国管理局及び難民認定法に定められた資格。現在は、計 27 種類の在留資格が定められている。

※⁷ 技能実習 (8 頁)

日本の公の機関もしくは私企業等の機関に受け入れて行う技術・技能または知識を習得する活動。

※⁸ 日本人の配偶者等 (8 頁)

日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者に対して与えられる在留資格。

※⁹ 永住者 (8 頁)

法務大臣が永住を認める者に与えられる在留資格で、在留期間に制限がない。

※¹⁰ 特別永住者 (8 頁)

「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」により定められた在留資格。第二次世界大戦以前から日本に住み、昭和 27 (1952) 年サンフランシスコ講和条約により日本国籍を離脱した後も日本に在留している台湾・朝鮮半島出身者とその子孫を対象としている。在留

期間に制限がない。

※¹¹ **外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律** (9 頁)

外国人技能実習制度※¹⁸の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにすると共に、技能実習計画の認定及び管理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる法律。

※¹² **ピクトグラム** (20 頁)

「絵文字」「絵単語」などと呼ばれ、非常口やトイレの標示、道路標識など、様々な指示や注意を文字のかわりにイラストによって表したもの。

※¹³ **多文化ソーシャルワーカー** (22 頁)

外国人が自分の文化と異なる環境で生活することにより生じる心理的・社会的な問題に対して、外国人本人、家族、グループ、コミュニティに働きかけることにより、相談から解決まで一貫した支援を行う人材のこと。

※¹⁴ **あいち医療情報ネット** (23 頁)

愛知県に登録された病院、診療所、助産所及び薬局の情報を検索できるシステム。

※¹⁵ **あいち医療通訳システム** (23 頁)

通訳派遣と電話通訳等により、外国人県民と医療機関との言葉の壁を取り除くことを目的としたシステム。

※¹⁶ **ランドオペレーター** (28 頁)

主に海外旅行で観光案内やホテル、レストランや現地の交通手段などの手配をする仕事、または専門に行う会社。海外に駐在して、日本の旅行会社と海外とを橋渡ししている。

※¹⁷ **外国人観光案内所「カテゴリー1」** (29 頁)

外国人旅行者が充実した旅行にできるよう、必要な情報を提供する外国人観光案内所には、認定区分が1~3に分けられている。その中で、「カテゴリー1」とは、常駐でなくとも何らかの方法で英語対応可能であり、地域の案内を提供できる施設であること。

※¹⁸ **外国人技能実習制度** (用語解説 50 頁)

外国人技能実習制度は、開発途上国への国際協力・国際貢献を目的として、経済発展・産業振興の担い手となる人材を育成するため、先進国の進んだ技能・技術・知識などの修得を支援する制度。技能実習生は、雇用関係の下、日本の産業・職業上の技能等の習得・習熟をすることができる。在留資格は「技能実習」で、在留期間は最長 5 年。